

## 平成 27 年度 第 1 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 27 年 10 月 26 日（月）13 : 00～15 : 00
2. 場 所 J I C A 市ヶ谷ビル 2 階 セミナールーム 201 A B
3. 議 事
  - (1) 開会
  - (2) 委員長選出
  - (3) 委員長挨拶及び委員長代理の指名
  - (4) 理事長挨拶
  - (5) 第 3 期中期目標、中期計画及び平成 27 年度計画について
  - (6) 第 3 期中期目標、中期計画及び平成 26 年度業務実績の評価について
  - (7) 奨学金制度の概要について
  - (8) 返還金の回収状況等について
  - (9) 平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会報告等を受けた日本学生支援機構の平成 27 年度の取組について
  - (10) 債権管理の状況について
  - (11) 平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会テーマ（案）について
  - (12) 自由討議
  - (13) 今後の日程について

#### 4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員（委員長）、木谷委員、佐々木委員、佐原委員、宗野委員、中井川委員、李委員

(○機構)

遠藤理事長、高橋理事長代理、甲野理事、藤森奨学事業戦略部長、武田貸与部長、金井返還部長、大石債権管理部長

※欠席（□文部科学省）

渡辺学生・留学生課長

#### 5. 議事概要

(委員長選出)

債権管理・回収等検証委員会設置要綱第 5 条第 1 項に基づき、委員の互選により岩田委員が委員長に選出された。

(委員長挨拶及び委員長代理の指名)

債権管理・回収等検証委員会設置要綱第 5 条第 3 項に基づき、岩田委員長により木谷委員が委員長代理に指名された。

(第 3 期中期目標、中期計画及び平成 26 年度業務実績の評価について)

委員との質疑応答の内容は次のとおり。

#### 【「返還金の回収促進」関係の指標について】

- ◎：返還金の回収促進に関する3つの指標については、平成30年度における目標値を平成26年度において達成したものと、平成26年度計画における目標値を下回ったものが混在している。当該目標値の設定の経緯を説明してほしい。
- ：平成26年度より始まる第3期中期目標における目標値については、平成25年度実績が出る前に推計値に基づき設定されたものである。このうち、「要返還債権数に占める当該年度に新たに3か月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率」については、目標値の基準となる平成25年度の当該債権の割合が推計値を大幅に上回って改善したため、非常に厳しい目標となった。平成26年度においては、当該債権の割合自体は改善したものの、指標として設定された「削減率」に係る目標値は下回る結果となった。

#### 【「当年度分回収率」及び「総回収率」について】

- ◎：返還金の回収促進に関する3つの指標のうち、「当年度分回収率」及び「総回収率」については、すでに第3期中期目標期間における目標値を達成している。第3期中期目標期間中に当該目標値を見直すことはありうるのだろうか。
- ：本委員会委員の皆様のご提言を受けた施策の実施により、目標値を大幅に上回る実績を達成できた。今後はこのような高い水準の実績を維持することが重要であると考えている。
- ◎：当年度分回収率について、96.4%という実績は非常に良い数字である。ところで、今後においては、目標値を達成しても前年度の実績を下回っていた場合は、どのような評価が下されるのだろうか。
- ：評価については、明確かつ客観的な数値をもって決定されるところ、当初の目標値を上回っているかどうかは着眼点になると思われる。
- ◎：平成26年度の「当年度分回収率」は96.4%と100%に近い水準にある。このような高い水準を維持することが肝要であると理解している。

#### 【「要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率」について】

- ◎：「要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率」については、削減率の基礎となった平成25年度の実績が目標値設定時における推計値よりも上振れしたため、第3期中期目標期間における目標値が厳しくなったとの説明があった。評価の際に、かかる説明を評価者に対して行ったのか。説明したにもかかわらず認められなかったということなのだろうか。
- ：実績に対する評価に際しては、文部科学省に設置されたワーキング・グループにおける委員の方々と質疑応答の機会があった。とはいえ、評価については目標値に基づく達成度に従って機械的に決定されるところ、踏み込んだ議論の実施は困難である。

(平成27年度債権管理・回収等検証委員会テーマ(案)について)

【「要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率」の改善

#### に向けた取組について】

- ◎：当該指標の分子に当たる部分の削減に向けて、様々な施策を実施し努力していると思われる。ところで、当該指標の分母に当たる部分は推計し把握されているのだろうか。
- ：当該指標の分母に当たる「要返還債権数」について、貸与の状況や返還完了の実績等に基づき推計を行い把握している。
- ◎：新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合の削減率の改善については、どのような属性の者が新たに延滞するようになったか、属性の分類が削減率改善のための重要な視点になるのではないかと。例えば、新規返還者・返還開始後2年～5年の者・それ以上の者といったようにカテゴリーを分け、各カテゴリーにおける昨年度の数値との比較による分析結果に基づき、カテゴリー毎に適した各種施策を講ずることが重要であると思われる。

#### 【学校との連携の推進について】

- ◎：回収をこれ以上大幅に改善させるには、機構だけの努力では限界にきており、学校との連携が必要な状況であろう。
- ◎：安易に奨学金を借りる学生が大学でも問題になっている。各種説明会を開催し色々と案内を行っているが、お金のことを子供に説明しない傾向が保護者に見受けられることも相まって、お金の返済に対する意識が鈍く、対応に苦慮している。返還を延滞するとどうなるのかといった点については、予約採用に関するパンフレット等を通じて徹底的に周知すべきである。
- ◎：年収300万円以下の者の多くが返還困難である点について、卒業後の年収といったことを学生に実感させ伝えるのは困難。延滞者への対応に関する説明についても、数字の羅列では伝わらない。
- ：高校生向けのパンフレットにおいて、返還を延滞した場合のQ&Aを掲載し、また予約申し込み希望の高校生や保護者に見てもらえるような映像資料も作成し公開している。学生への情報提供に当たっては、過度に奨学金の利用を躊躇・萎縮させないことも重要である。
- ：奨学金制度の根幹に立ち返る必要がある。奨学金事業の拡大が私学の経営に対してどのような意味があるのかを考えなくてはならない。私学に通う学生に対する奨学金の貸与規模は約7,000億円に上り、私学助成の倍の規模で学校経営を支えている側面がある。私学と機構は一体となって奨学金事業を運営していかなければならない。奨学金事業は教育ローン事業ではなく、教育事業である。本委員会は、奨学金事業の出口をメインに扱うと承知しているが、入口も重要な論点である。学校経営の観点からも、学校関係者が当事者意識を持って債権の管理・回収といった問題に取り組んでいくことを望んでいる。

#### 【高等学校における奨学金制度の周知について】

- ◎：高等学校における奨学金制度の周知については、まず情報収集が必要。関係者へのヒアリングを民間シンクタンクに依頼する等、情報収集の方法について検討してはどうか。
- ：学校や教育委員会への説明といった個別的なアプローチについては努力している。今後については統一的なアプローチにより、本機構奨学金に関する高校教員の理解を平均的に深めていくことが重要と認識しており、文部科学省にもご協力を頂戴すべく働きかけていきたい。

- ◎：出身高校別の延滞状況を分析し、公表はしないまでも、いくつかの高校にヒアリングを実施してみようか。そのようなデータは保有しているのだろうか。
- ：出身高校に係るデータについては、高校生の段階での申込みに係る予約採用では集計が可能であるが、進学後の申込みに係る在学採用では当該データを保有していない。
- ◎：在学採用においては大学等において奨学金制度に関する説明が行われるため、高校との関連性は限定的であろう。予約採用におけるデータのみでも分析を行ってみようか。

(債権管理の状況について)

- ◎：償却の件数・金額が少ないように思われる。破綻先や実質破綻先について、今後どのように管理・対応していくのか。今後の方針を説明してほしい。
- ：現行の規程においては、返還者本人、連帯保証人及び保証人への督促といったステップを踏まないで償却適状に至らない。国の方針により基準が見直されることがあるかもしれないが、現状の枠組みにおいてはペースアップが困難。委員ご指摘のとおり、破綻先・実質破綻先の債権も相応に存在するため、経営体力の許す限り償却を行えるように、丁寧に償却適状に至るまでの手続きを進め、返還者に向き合っていきたいと考えている。
- ◎：債権が多く、管理が大変であろうと推察される。
- ：民間金融機関においては、事業の継続・経営体力の許す限りにおいて償却を実施していると承知している。一方、機構においては、単年度会計に基づく国の財源措置の枠組みに基づき償却を実施しなくてはならない。このため、破綻先や実質破綻先に区分される債権数の増加と償却の実績には乖離が生じることとなる。とはいえ、機構としては、民間とは異なる枠組みの中で、できることを一つずつ実施していくしかないと考えている。

(本委員会の位置づけ及び今後の予定について)

- ◎：本委員会の目的及び今後の予定について確認したい。
- ：本委員会は、債権管理・回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等の検討を目的として設置されている。機構及び民間シンクタンクによる報告・分析に基づき、債権管理・回収に係る適切性を検証していただくとともに、民間シンクタンクによる分析・提言も踏まえつつ、回収促進に係る施策を審議し提言を行うことをお願いしたい。本委員会は本年度中に4回開催する予定であり、次回は民間シンクタンクによる分析結果が報告される予定である。

以上